

(平成24年3月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 9 月まで

昭和 63 年 4 月頃、妻が A 県 B 市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。妻は、その際に、遡って国民年金保険料を納付できることを聞き、併せて国民年金保険料の口座振替の書類をもらったので、その日に C 銀行 D 出張所に行き、口座振替の手続と現金の引き出しを行い、同市役所で 3 年分の保険料を納付した。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の被保険者の記録から昭和 63 年 5 月頃に払い出されたものと推認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと考えられ、申立人の主張と符合する。

また、申立人は、上記の国民年金加入時点において、過年度期間となる申立期間前後 18 か月の国民年金保険料を、いずれも過年度納付していることがオンライン記録により確認でき、申立期間についても国庫金納付書入手していたものと考えられ、加入時に遡って納付できることを聞いたとする申立人の妻が、納付書の交付を受けながら申立期間についてのみ保険料を納付しない特段の事情も見当たらず、申立期間についても、前後の期間と同様、過年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額の記録については、事後訂正の結果、申立期間①は150万円、申立期間②は50万円、申立期間③は150万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、申立期間①は70万円、申立期間②は30万円、申立期間③は100万円と訂正前の額とされているが、申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間②は50万円、申立期間③は150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月2日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年7月5日

申立期間に係る標準賞与額について、事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料から算出された標準賞与額は、厚生年金法第75条に該当するため、厚生年金の給付に反映されないため、年金支給額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する賃金台帳一覧から、申立期間②及び③について、申立人

が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳一覧において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間②は 50 万円、申立期間③は 150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は、A株式会社が保管する賃金台帳一覧において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社(後に、A株式会社B支店)における被保険者資格取得日は昭和23年10月1日、資格喪失日は25年6月1日、同社C支店における被保険者資格取得日は同年6月1日、資格喪失日は27年7月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、昭和23年10月1日から27年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、昭和23年10月から同年12月までの期間は4,200円、24年1月から同年4月までの期間は5,700円、同年5月から同年12月までの期間は6,000円、25年1月から同年5月までの期間は7,000円、同年6月から同年12月までの期間は7,000円、26年1月から27年6月までの期間は8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月頃から34年春頃まで

私は、友人の紹介で、昭和23年4月頃にA株式会社C支店に事務職として入社し、34年春頃に妊娠が分かったため退職したが、厚生年金保険被保険者記録が無い。厚生年金保険に加入し、保険料も控除されていたので、調査の上、被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社C支店の3人の元同僚は、「期間は不明であるが、申立人は事務職として勤務していた。」と供述している。また、そのうち二人は、申立人が当時の同僚と写っていると主張する集合写真において申立人を特定している上、申立人が記憶している6人の同僚のうち5人が、同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていることから、期間は特定できないものの、申立

人は、申立期間の一部について、同社C支店に勤務していたことが推認できる。

また、A株式会社は、「C支店の社員の厚生年金保険については、同支店が厚生年金保険の適用事業所になるまでは、B支店（当時の厚生年金保険適用事業所名はA株式会社）で加入させていたと思う。」と回答しており、上記5人の同僚の厚生年金保険加入記録についても、同社から同社C支店に引き続いていることが確認できる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番、及び同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番に、申立人と同じ姓で名前が似ており生年月日も近い女性被保険者が記載されているが、当該被保険者の厚生年金保険加入記録（A株式会社での資格取得日は昭和23年10月1日、資格喪失日は25年6月1日、同社C支店での資格取得日は同年6月1日、資格喪失日は27年7月1日）は、基礎年金番号に統合されていない未統合記録である。

加えて、申立人は、昭和25年1月に婚姻により旧姓から現姓に改姓しているが、上記の未統合となっている被保険者についても、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において旧姓から現姓に氏名変更されている。

また、申立人を記憶する3人の元同僚は、「申立人の姓の女性従業員は、一人だけであった。」と供述しており、A株式会社及び同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に記載されている申立人の姓の被保険者は、上記未統合記録のみである。

これらを総合的に判断すると、上記未統合記録については、申立人の被保険者記録であると判断することが相当であり、事業主は、申立人が、A株式会社において昭和23年10月1日に被保険者資格を取得し、25年6月1日に資格喪失した旨の届出を、また、同社C支店において、同年6月1日に被保険者資格を取得し、27年7月1日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

また、申立期間のうち、昭和23年10月1日から27年7月1日までの厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額については、A株式会社及び同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、23年10月から同年12月までは4,200円、24年1月から同年4月までは5,700円、同年5月から同年12月までは6,000円、25年1月から同年5月までは7,000円、同年6月から12月までは7,000円、26年1月から27年6月までは8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和23年4月頃から同年10月1日までの期間及び27年7月1日から34年春頃までの期間について、A株式会社は、申立期間当時の資料を保管していない旨を回答していることから、申立期間のうち、申立人の当

該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 23 年 6 月 1 日であり、上記申立期間のうち、同年 4 月頃から同年 5 月 31 日においては、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、「記憶している同僚の中では、私が最も早く退職した。」と供述しているが、当該同僚のうち、最も早い資格喪失日は昭和 27 年 12 月 1 日である上、申立人の後任者であると思われる同僚は「前任者とは 1 週間程度一緒に勤務した。」と供述しており、当該同僚の資格取得日は同年 6 月 25 日である。

加えて、A株式会社及び同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間のうち、昭和 23 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び 27 年 7 月 1 日から 34 年春頃までの期間について確認したが、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号は連続しており欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和 23 年 4 月頃から同年 10 月 1 日までの期間及び 27 年 7 月 1 日から 34 年春頃までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として昭和 23 年 4 月頃から同年 10 月 1 日までの期間及び 27 年 7 月 1 日から 34 年春頃までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社AのB出張所（現在は、株式会社C）における資格取得日は昭和21年10月1日、資格喪失日は22年1月28日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、90円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和21年10月1日から22年1月28日まで

私は、昭和21年6月1日から22年8月31日まで、株式会社Aに継続して勤務した。厚生年金保険の空白期間（株式会社AのB出張所に勤務している時）があるのは納得できない。申立期間を、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社A本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、同社本店において、昭和21年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、21年10月1日に資格を喪失後、22年1月28日に同社D支店において再度資格を取得しており、申立期間の同社B出張所に係る被保険者記録が無い。

しかし、株式会社AのB出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時の記録がある者は6人であり、申立人はこのうち5人の氏名及び役職等を記憶しており、その同僚の一人が所持する、申立期間後の昭和22年夏に同社B出張所の玄関で撮影した記念写真に写っている同僚3人の氏名を申立人が記憶している。

また、申立人が申立期間の前に勤務していた株式会社A本店の元同僚は、「私は本店勤務であったのでB出張所とは交流は無いものの、支店長など

の同僚は記憶している。申立人がその方々を記憶しているのであれば、B出張所で勤務していたのではないかと、同社B出張所へ勤務したことをうかがわせる供述をしている。

さらに、申立人が申立期間の後に勤務していた株式会社AのD支店の元同僚は、「B出張所の支店長などを覚えている。申立人は眼鏡をかけておられる方で、自転車で本店や各支店の連絡係としてB出張所で勤務していたのではないかと」と供述をしていることから、申立人が申立期間において、同社B出張所に正社員として継続して勤務していたことが認められる。

一方、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳は二つの台帳が存在しており、書換え前の台帳では、株式会社Aにおける資格取得日と資格喪失日、及び同社D支店における資格取得日のみで資格喪失日が記載されていない記録のほかに、二つの事業所名称の記載が無い資格取得日と標準報酬等級が記載されており、「事故」と表示されていることが確認できる。

このことについて、年金事務所に照会したところ、「当時の事情は分からないが、これは何らかの不自然な処理があったと思う。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）において、申立人の年金記録の管理が適切に行われていなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の株式会社AのB出張所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和21年10月1日、資格喪失日は22年1月28日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社A本店における昭和21年9月の社会保険事務所の記録から90円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（昭和48年5月26日）及び資格取得日（昭和48年9月26日）並びに申立期間②に係る資格喪失日（昭和54年4月5日）及び資格取得日（昭和54年5月5日）を取り消し、申立期間①の標準報酬月額を1万8,000円とすること、及び申立期間②の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年5月26日から同年9月26日まで
② 昭和54年4月5日から同年5月5日まで

昭和48年5月から現在まで、A株式会社に継続して勤務しているが、年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間①及び②の記録が抜けていることが判明した。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同社において昭和48年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同月26日に資格を喪失後、同年9月26日に資格を再取得し、54年4月5日に再度資格を喪失し、同年5月5日に再度資格を取得しており、48年5月26日から同年9月26日までの申立期間①及び54年4月5日から同年5月5日までの申立期間②の被保険者記録が無い。

しかし、A株式会社の代表取締役名の勤務期間に関する証明書及び文書

回答並びに事務担当者の供述から、申立人が申立期間①及び②において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、現在の事務担当者に問い合わせたところ、「申立人が入社から現在までの間に退職した経緯は無く、申立期間の給与からも当然厚生年金保険料を控除していたと考えられる。」旨を供述している上、申立期間②当時の事務担当者も同様の趣旨の供述をしている。

さらに、申立人及びA株式会社の回答により、申立人と同様の業務に従事していたことが確認できる同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A株式会社に係る昭和48年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当であり、申立期間②の標準報酬月額については、54年3月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年6月から同年8月までの期間及び54年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から3年3月までの期間及び6年7月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年5月から3年3月まで
② 平成6年7月から同年11月まで

私は、勤めていた会社を退職した平成6年7月頃、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った。その際、「20歳から会社に勤めるまでの国民年金保険料が未納であり、後日郵送されてくる納付書で納付してください。」と言われたので、申立期間①の保険料を納付した。申立期間②についても同様に送られてきた納付書で納付した。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年7月頃国民年金に加入し、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、オンライン記録では、平成9年1月1日付けで申立人に基礎年金番号が付番された時点において、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、このことは申立人が所持する年金手帳に同手帳記号番号の記載が無いこととも符合する。

また、申立人の国民年金の記録は、基礎年金番号によって管理されており、このことは、A市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人は平成10年度から基礎年金番号で登載されているこ

とともに整合しており、同番号付番時点では、申立期間①及び②は、既に時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、申立期間②に後続する厚生年金保険被保険者資格を平成10年1月21日に喪失後、同年4月から11年3月までの国民年金保険料について、平成10年度中に免除申請を行った上、10年1月から同年3月までの保険料額3万8,400円を11年1月4日に過年度納付し、同年4月から同年9月までの保険料額7万9,800円を同年9月29日にまとめて現年度納付していることがオンライン記録において確認でき、この納付と誤認している可能性もうかがえる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、申立期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から40年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から40年2月まで

私は、母親から家業を手伝うように言われ、同時に、国民年金に加入したことを聞かされていた。国民年金の加入手続については、時期ははっきりと覚えていないが、会社を退職後の昭和37年10月頃に母親が行い、申立期間の国民年金保険料も母親が自身の分と一緒に、集金人に納付してくれたはずである。申立期間には、基礎年金番号とは別の国民年金手帳記号番号があるのに、未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も母親が自身の分と一緒に集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、昭和38年11月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認できるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳では、申立期間は未納とされ、これはオンライン記録において「加入月数29か月、納付月数0か月」と管理されていることとも一致している。

また、上記の国民年金加入時点において、申立期間の国民年金保険料を納付するには、社会保険事務所(当時)が管理する過年度納付及びA市が

管理する現年度納付によることとなるが、当該期間は、延べ3年度にわたる29か月に及び、この間、行政側が管理誤りを継続するとは考え難い。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2543 (事案 1171 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から61年3月まで

私の当時の保険料控除申告書には、申立期間の国民年金保険料を納付した記録が有るのに、申立期間が申請免除とされている前回の決定には納得がいかず、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、i) A市が昭和51年4月以降の国民年金保険料の納付状況を記載している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間は申請免除期間とされ、申立人の妻も、同期間は申請免除となっており、このことはオンライン記録とも一致していること、ii) 昭和57年分所得税源泉徴収簿は、記載されている社会保険料控除額が国民年金保険料を区分したもとはなっておらず、記載されている保険料額(8万5,240円)も当該年に納付すべき国民年金保険料(6万480円)とは相違すること、iii) 昭和58年の給与所得者の保険料控除申告書に、12万5,280円(6万2,640円が二人分)と記載されている国民年金保険料の納付期間が不明である上、健康保険料として8万5,240円の計21万520円が記載されているが、申立人の源泉徴収票では30万3,880円と記載されていること、iv) 昭和59年の源泉徴収票は、保険料額として30万1,590円が記載されているが、これは併せて提出されている59年分給与所得者の保険料控除申告書において国民健康保険料と記載されていることなどから、申立人から提出された上記の資料については、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示しているとは考え難いとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年7月2日

付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、自身の保険料控除申告書には申立期間の国民年金保険料を納付した記録が有るのに、申請免除とされていることには納得できないとして、再申立てを行っている。

しかしながら、今回、申立人が提出した資料は、前回の申立てと同様のものであり、昭和 58 年分給与所得者の保険料控除申告書に記載された国民年金保険料 12 万 5,280 円（6 万 2,640 円が二人分）と国民健康保険料 8 万 5,240 円の合計額 21 万 520 円は、58 年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額（申告による控除分）30 万 3,880 円と大きく乖離しているなど、58 年分を含む申立期間の国民年金保険料を納付したことを示しているとは考え難く、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から52年3月まで

私は、婚姻後、妻の父親から年金には加入するように何度も言われていたため、妻が国民年金の加入手続を行い、未納であった申立期間の国民年金保険料を昭和52年3月頃、まとめて8万円くらいを集金人に納付してくれていたはずである。申立期間が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が申立期間の国民年金保険料として、昭和52年3月頃、まとめて8万円くらいを集金人に納付してくれていたはずであると主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年2月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認でき、加入時点において、申立期間の国民年金保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、過年度納付及び特例納付の保険料は集金人に納付することはできず、申立内容とは符合しない。

また、上記の加入時点において、特例納付が実施されていた時期ではなく、同納付が行われた場合に、その旨が記載されることとなる申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳にも、特例納付に係る記載は見当たらない。

なお、申立人が国民年金加入後に行われた第3回特例納付を利用して、

申立期間の国民年金保険料を納付した場合、32万8,000円必要となり、この点においても8万円くらいを納付したとする申立人の主張とは符合しない。

さらに、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から52年3月までの期間及び58年3月から60年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年11月から52年3月まで
② 昭和58年3月から60年10月まで

私は、国民年金保険料は必ず納付するように父親から何度も言われており、婚姻後、申立期間①については、集金人に保険料を納付し、領収書を受け取っていた。申立期間②については、会社を辞めた後、手続きをして、集金人に保険料を納付した記憶が有り、年金手帳には、国民年金に加入した記録が記載されているにもかかわらず未加入とされている。申立期間が未納及び未加入とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料は集金人に納付し、領収書を受け取っていたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、A市では、昭和51年3月までの国民年金保険料は、国民年金手帳に国民年金印紙を貼付し、検認印を押す印紙検認方式により収納しており、この間の保険料を納付書により納付していたとする申立人の主張とは符合しない。

また、厚生年金保険加入に伴い昭和45年3月23日付けで国民年金被保険者資格を喪失した申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付するには、当時居住していたA市B区において、国民年金に係る再加入を行う必要があるが、同市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収

滞納リストに、申立人は、申立期間直後の昭和 52 年度から登載されていることから、当該手続は同年度中に行われたものと考えられ、手続時点では、申立期間の保険料は、集金人に納付できない過年度保険料となる上、申立人からは遡って保険料を納付したとの主張は無い。

さらに、未加入期間とされている申立期間②について、申立人の所持する年金手帳には、国民年金被保険者資格が記載されているものの、A市が昭和 58 年 12 月 21 日に作成した昭和 57 年度の上記の収滞納リストにおいて、同年度は「未資格期間」とされ、以降の年度の同リストにおいても、各月に国民年金に未加入であることを示す「ソ」が記載されていることから、納付書が交付されたとは考え難く、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人には、基礎年金番号とは別の国民年金手帳記号番号（*）が年金手帳に記載されているものの、同手帳記号番号払出簿では「欠番」の記載が有る上、オンライン記録では、この同手帳記号番号により、国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月20日から同年9月11日まで
② 昭和57年4月1日から58年2月1日まで
③ 昭和58年4月21日から同年9月1日まで
④ 昭和58年10月2日から59年4月1日まで

申立期間①について、昭和53年4月20日にA株式会社B工場に入社し、54年1月11日まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間が53年9月11日からとなっている。当時は約9万円の給与から約4,000円の厚生年金保険料を控除されていたはずなので、調査し、記録を訂正してほしい。

申立期間②について、昭和57年4月1日に株式会社Cに入社し、Dとして58年2月28日まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間が同年2月1日からとなっている。保険料は最初から控除されていたはずなので、調査し、記録を訂正してほしい。

申立期間③について、昭和58年3月3日にE株式会社（現在は株式会社F）に入社し、同年5月に骨折したものの、同僚の気遣いで同年8月31日まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間が同年4月21日までとなっている。当時は、9万円から10万円程の給与から健康保険、厚生年金保険、及び雇用保険の合計で約1万5,000円の保険料を控除されていたはずなので、調査し、記録を訂正してほしい。

申立期間④について、E株式会社に昭和58年8月31日まで勤務したが、G株式会社での厚生年金保険被保険者資格取得日が同年6月22日となっている。また、G株式会社には59年3月31日まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間が58年10月1日までとなっている。当時は、約10

万円の給与から健康保険、厚生年金保険、及び雇用保険の合計で約1万5,000円の保険料を控除されていたはずなので、調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A株式会社は当時の書類等が保管されておらず不明である旨を回答しており、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A株式会社の複数の元同僚に照会したが、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、申立人のA株式会社に係る厚生年金基金加入記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人のA株式会社における雇用保険の被保険者資格取得日は、オンライン記録と一致することが確認できる。

申立期間②について、株式会社Cは、「当該期間についての勤務実態は無い。」と回答しており、同社が保管する雇用保険料明細書において、申立人の雇用保険の被保険者資格取得日は昭和58年2月1日、離職日は同年2月28日であることが確認できる。

また、株式会社Cの複数の元同僚に照会したが、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、申立人の株式会社Cにおける雇用保険被保険者記録はオンライン記録と一致している上、申立人は、申立期間②の一部である昭和57年6月24日まで雇用保険の基本手当を受給していることが確認できる。

申立期間③について、E株式会社は、「申立人の入社日は昭和58年3月3日、退職日は同年4月20日である。」と回答しており、同社が保管する社会保険台帳等の資料における申立人の入退社日は、回答内容と一致していることが確認できる。

また、E株式会社の複数の元同僚に照会したが、申立人の申立期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、申立人のE株式会社における雇用保険被保険者記録はオンライン記録と一致することが確認できる。

申立期間④について、G株式会社は、「保管する備忘録で確認した申立人の入社日は昭和58年6月22日、退職日は同年9月30日である。」と回答

している。

また、G株式会社の複数の元同僚に照会したが、申立人の申立期間④に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、申立人のG株式会社における雇用保険被保険者資格取得日は昭和58年6月22日、離職日は同年9月26日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月14日から38年10月20日まで

A株式会社に勤務していた厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した覚えが無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年12月24日に支給決定されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者から申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。